裁判手続等のIT化検討会 第3回 議事要旨

日 時:平成29年12月27日(水) 8:56~10:58 場 所:中央合同庁舎第8号館5階共用会議室C

1. 議事

- (1) 事務局説明
- (2)自由討議
- (3) 閉会
- 2. 「裁判手続等のIT化の検討に当たって考えられる論点整理」(資料 1)、「民事訴訟の流れ」(資料 2)、「裁判手続等のIT化に関する視点・論点」(資料 3)について内閣官房日本経済再生総合事務局より説明。

3. 自由討議

<論点整理案の全体構成について>

- でき上がるシステムそのものの使い勝手についてどのようなものがふさわしいのかとか、とにかく使いやすいものにしてほしいという検討会議としての要望を加えていただきたい。「3.考えられる基本的方向性」(12)に入っているのかもしれないが、今後の進め方について具体的な工程表を示せるような形になるといい。
- 工程表に関してはもちろん、一定のロードマップを念頭に置いて制度の検討をするということが必要なのは当然だと思っているが、このIT化については、例えば一般的な民事訴訟法の改正などと比べると、必要とする費用が恐らく桁違いなものになるだろうと理解している。そうすると、予算措置が十分にとられていないとロードマップの設定をするということは絵に描いた餅になってしまったり、あるいはひずみを生じさせる可能性があるので、工程表の策定というのはあくまで適切な予算措置がなされているということが前提となるものであるということに留意する必要がある。
- スケジュールに関連して。ITの進化のスピードが非常に速くなっており、完成した システムが大規模な見直しを求められるタイムサイクル、寿命が非常に短くなって いるということを念頭に置くと、何年程度をめどに見直しを行っていくということ もどこかのタイミングで入れていただくほうが望ましいように思われる。一般的に 民間企業その他でも、大体5年ぐらいでかなり大規模なシステムの入れかえ、改修 をしていく例も多いと伺っている。証拠物等の、それ自体の電子化、いわゆる電子 証拠の問題をどう考えていくかということも今後の検討課題に入れていただきたい。

- 山本座長 恐らくこの検討会でもe-Filingのところで準備書面や証拠等の提出等は 電子での提出ということは想定されていると思うが、それを前提にすれば、証拠自 体の電子化ということも論点とはなり得ると思う。
- 「3.考えられる基本的方向性」は実は幾つかのパートに分かれているというふうに見える。(1)~(3)が総論、(4)~(8)が実際のIT化の機能そのもの、(9)(10)は対象手続の選定、(11)(12)がどういうふうに進めるかというスケジュールということなので、主に(4)~(8)のどういうものを実現するのかということを、この検討会では当然中心にして進めていっていただきたい。
- 電子証拠のことだが、証拠調べというのが相当に電子化によって違った形態になってくることが考えられるし、特に証拠についている電子署名の検証をどうするのかとか、そういうところは相当e-Filingの中でも重要なポイントと思っているので、この会議でぜひ検討していただきたい。
- 予算措置も、どういう制度をつくるのかということに絡んでくると思うので、まず 具体的なデザインを描いてしまわないと、予算がどのぐらいのものになるかはわか らないのではないか。今は、金額を限定しないで、こういうものが必要だというこ とを大いに議論していけばいいと思う。
- 開発期間については、すごく進歩が激しい時代なので、できあがった時点では時代遅れのものになっているということがないように短い期間でやっていくということを考えていかないといけない。それから、今はすごいスピードでAIが進歩している。そのAIの進歩がここにも影響してくることは間違いがないと思っている。例えば今、仲裁のようなADR、裁判外の手続は、外国との関係ではSkypeなどを使いながら、外国にいながら手続ができるという形になっているが、国際化が進めば、今後訴訟についても同じようなことが出てくる可能性がある。そのような場合、AIによるが進歩していれば裁判所で日本語を使う必要がないということになってくると思う。AIの発達は翻訳に限らず広範に及ぶのでこれを頭の中に入れてシステムを考えていったらどうか。
- 訴訟手続のIT化による利便性向上と同時に、安易な訴訟提起を回避するための対策 も検討対象に入れていただきたい。諸外国における導入例を見る限り、そこまで懸 念するべき事項ではないのかもしれないが。
- 濫訴の防止というのは理解ができる。ただ、利便性を高めるという目的での検討だと思うので、訴えをしにくくするのにはどうすればいいかという意味での検討というのはちょっとふさわしくないのではないか。
- 濫訴に関しては、訴訟手数料とか、訴状却下とか、訴え却下とか、いろいろな制度

が今でもあり、それがITになったからといって劇的に変わるのかというと、どうだろうか。起こしやすくするということは訴えが起こされる可能性が高くなるということではまさにそうだと思うが、だから何か起こしにくくする方法を逆に考えるという視点というのはいかがなものか。

<「3. 考えられる基本的方向性」(1)~(3)について>

- 「3.考えられる基本的方向性」(2)に「現行の民事裁判手続を単にITに置き換えるものでは足りないのではないか」とある。これはIT化すれば当然、ファイリングというものは全部IT化して、e-Case Management なので、事件管理もIT化するわけで、それについて法律や規則の改正なども必要になって、劇的にいろいろ変わってくるのは当然と思う。むしろ単にITに置きかえるものというイメージが何かあるのか。それとも、IT化すれば自然に、目的自体が利用者目線に立ちということでもあり、業務の効率化というものも目的に入っているわけで、当然にそういうものは入ってくるのではないかと思う。単に「ITに置き換える」という言葉がひっかかっているだけなので、その意味について伺えれば。
- 川村参事官(内閣官房日本経済再生総合事務局) この記載は、一般的にIT化というときにITとBPR、Business Process Re-engineeringという抜本的な業務の見直しというものをセットでやる場合に、生産性、業務効率が一気に向上する。そういう意味で、制度なので、IT化するためにできない規定を直すというのは当然発生し得ることだが、そこを超えて、単にITに即して法律を直すだけではなくて、IT技術を導入した場合、そこのプロセスのやり方自身をどこまで見直すかというところがあり、現行の手続を全部、同様にITで置きかえるだけだと結局、時間が短縮されないとか迅速化されないというケースもある。ITを導入すれば、そこの確認プロセスが飛ばせるというのが一般論としてあるので、手続フローそのものを見直すというのも場合によってはあり得る。制度自体のフロー、事務作業の流れ、今、裁判所の中での判事や書記官がやっている仕事のやり方の順序が変わるといったところ、ある程度自動化が進むとか自動転記で確認作業が要らなくなるとか、種々のことが多分細かいところでもありうる。そういったことを念頭においた記載である。
- その一つの例として、裁判手続というものは、事実関係、それを支える証拠、それに 関する法律解釈、判例や法律があって、それらの各種情報を総合してインプットし、 それを裁判官なり弁護士なり法曹関係者の頭の中で処理した上でアウトプット、和解 だったり判決だったりというものが出てくるという、情報処理をするプロセスだとい う側面がある。今まで手続きが機能中心で、訴状を提出して、次に第一回口頭弁論が 開かれて、証拠調べして、争点整理してという流れは人間の行動を中心に組み立てて きた部分があるが、本来はデータをどう扱うかというのが一番大事な側面なので、訴

状なり準備書面なりといったものをただPDFにするとか、それをPDFにしたから運ぶ時間が短くなるとか、紙の置くスペースが少なくなるということだけではなくて、訴状や準備書面の中身の情報をデータとして扱って、それを争点整理等で柔軟に使用する。それから、判決や和解等の書面の作成にも使っていくといった形で、情報をデータとして扱えるような仕組みをつくり込むべきなのではないか。それが業務の効率化、それから、業務そのものの変換にも恐らく結びついてくると思われるので、そういった側面は、e-Filingに直接かかわり、工程ともかかわるが、目配りとしては第2フェーズ、第3フェーズというところで徐々に、単なる書面ではなくて、データとして分解して扱っていくという視点をぜひ盛り込んでいただたい。それが業務効率化につながると思う。

- 藤田参事官(法務省大臣官房司法法制部) この検討会の御議論は、IT化の推進に向けて基本的に同じ方向を向いていると思うが、他方で、この課題がこれまで長く進まなかった経緯もある。今回の裁判IT化の検討につき、現状の紙記録を前提に、単に一部でIT的なものを取り入れるだけではないかという誤解があるとすると、そういう議論ではなくて、IT化を通じ、民事裁判のプラクティス全体を変えられるかという前提で、これまでの2回の御議論を進めていただいていると理解している。ぜひその方向で御議論いただきたい。
- 「3. 考えられる基本的方向性」(2)の「現行の民事裁判手続を単にITに置き換えるものでは足りないのではないか」については、消費者や個人の手続に関するサポートであったり、支援ということも含まれるという認識でよいか。
- 川村参事官(内閣官房日本経済再生総合事務局) 当然、排除せずに、どこまで何を やるべきなのかというのは御議論いただくべき事項かと思う。
- 山本座長 恐らく消費者や個人の手続に関するサポート・支援が前提となっていて、 具体的には「4.考えられるあい路・課題」(1)(2)で十分な、適切なサポート 対策というのが前提になるだろうということになっているのかなと私としては思う。
- 当然、実務の見直しをしなければいけないと思っている。例えば今、送達をするから 郵便切手を当事者に求めている。足りなくなれば、また追加で求めるということをや っている。これは非常に古い手続であり、IT化に全くなじまない。IT化をやるという ことで手数料については印紙ではなく現金を認めるということになれば、この郵便切 手に関しても改めていくというように、IT化になじまないものについてはもう一回考 慮して、変更していくということをやっていかなければいけない。テレビ会議システ ムを使って弁論をするとか人証の尋問をするというときに、常に今のように宣誓をし て尋問をするかという問題も出てくると思う。今、簡裁の少額訴訟では宣誓しないで 証人尋問をしていて、主張と証拠一体型の審理をしている。そのような審理はテレビ

会議の審理には非常になじむ。そういう審理の仕方自体もテレビ会議を前提としても う一回考え直してみるということが必要になってくるのではないか。

- 現行の民事裁判手続を単にITに置きかえるということの意味は何なのかという話が出たが、現行の民事裁判手続は原則として、紙を主張や申し出の媒体として直接面談により審理することを前提としながら制度全般が設計されていると理解している。そこで、その媒体あるいは審理の方式を単にITに置きかえても、それ以外の制度の部分が手つかずではITのメリットを十分に享受できないだろうと思っており、そういう意味で民事訴訟全般を再検証することが必要なのではないかと考えている。
- 「3.考えられる基本的方向性」(2)で、現行法の民事訴訟法第132条の10が言及されているが、一定のIT化を導入しながらもベースとして紙を必要とする制度設計になっている。その意味で、この規定が余り使われなくなっている理由の一つとして、手続のどこか、あるいはその流れ、フローの中のどこかに紙を前提とする扱いにすると、そこが結局あい路になってしまうのではないかと思っている。紙を前提としないという扱いを目指していくべきではないかと今の民事訴訟法第132条の10をもとにしても感じている。
- 私自身も全く、今の御意見とも同じであり、プラクティス全体を変えるという方向も そのとおりだと思う。私も全てを電子的にやって、記録の原本は電子の情報であると いう方向を目指すべきであると考えており、むしろそれを前提にした場合にITに置き かえると、かなり抜本的にいろいろな意味で変わるのは当たり前なのではないかと思 っていた。単にITに置き換えるなどということがそもそもあり得るのか、と思って質 問をした。
- 「3.考えられる基本的方向性」(3)の民事訴訟法132条の10については、紙との併存をどうするのかという論点につながってくると思うが、裁判手続のIT化を検討する上では非常に重要な条文になってくる。民事訴訟法132条の10では、電子的に申立てがされても、必ずそれを書面、紙にしなければいけないというもので、IT化を検討する上では問題になってくるところだろう。紙と併存するということは結局、紙での実務が変わらないままになり、それにプラスして電子的な技術が加わってしまって、実務的には仕事として倍になってしまうのではないか。ここをスムーズにIT化に一本化するというのは非常に重要な点。
- 「3.考えられる基本的方向性」(1)に書いてある「デジタルファースト」というのは、単に画像情報として電子ファイルにするということを言っているわけではなくて、例えば文字情報、構造のある電子文書としてのそういったあり方を目指していると私は理解している。この裁判手続のIT化についても可能な限り再利用が可能な形、あるいはAIなどで解析できるような情報として取り込むことを第一に考えていくべきだと考えている。

- 行政手続IT化の3原則のうちのコネクティッドワンストップとワンスオンリーと絡んでくるところで、「4.考えられるあい路・課題」(8)で手続や情報連携等々とも関連するが、日々の弁護士としての活動の中でデータ連携されていないことによる不便さというのはすごく感じており、資格証明や登記簿、戸籍を常に大量にそろえて出さないといけない。
- 民間では、特に賃貸業などで電子契約がかなり普及してきていて、印紙を張らずに済むというメリットもあるので、大量の契約書が電子化されている現状がある。今の裁判システムだと、例えば資格証明等は一旦、紙に落として、3カ月以内とかいろいろな制限があるが、固定化されて古くなった情報を使っているのが現状。それを行政間連携で即時に、タイムリーに一番新しいものがとれるという状況にすべき。
- 民間の電子契約等のデータも、今の訴訟手続で証拠にしようとすると、一旦、紙にして、証明をする会社が、これは真正につくられて、改ざんされていませんという証明書をつけて証拠化することになる。しかし、本来であればせっかく電子証拠になっているわけなので、それをそのまま電子証拠として法廷に顕出させるという手続が望まれるであろう。公的機関で言うと、公証人役場にも電子的確定日付の制度などもあるので、そういったものもそのまま裁判所に提出できるようになれば、いろいろな意味でつながってくるメリットがあると考えている。
- 上訴や執行などの手続間の情報連携も今は一旦、紙に落として、債務名義にして、それに確定日付を付けたりしている。それらも本質的にはデータなので、原審にあったデータが上訴審に移行すればいいし、訴訟で付調停にするとか、逆に調停から本訴に来るといった手続間連携も、裁判所内のシステムで連携していくという形になると非常にスムーズだし、無駄もないし、間違いもないし、最新の情報が得られるという意味で非常にメリットがあると考えている。
- 今なお書面による契約書が日常的に使用されている業界もある。例えば、個人の住宅 ローン契約の契約期間は最長で35年あるので、向こう数十年間は書面による契約書が 残存することも想定される。訴訟手続の全面IT化(書面の存在を前提としない訴訟手 続の実現)を検討するうえでは、特に証拠の電子化を検討するうえでは、書面による 契約書が当面は残存するという事実を前提にして議論する必要があろう。
- 先ほど行政と民間もあわせた情報連携についての言及があった。この検討会の中核的な課題は裁判手続等のIT化がテーマであって、行政や民間との情報連携というのはそれにかかわるものという位置づけと理解しているが、行政や民間との情報連携をする場合には、行政はいろいろなところがあり、民間もさまざまなところがあるが、それらが裁判との連携をすることにどういったことを期待するのかということが当然影響をもたらしてきて、場合によっては利害がぶつかってしまうような局面というのもあり得るのではないか。そうすると、そういった機関との調整で多大な時間を要したり、

かなりのコストを要するということもあり得ると思っており、どういう形で進めてい くのか相当慎重になる必要があるのではないか。

- 情報の連携は、裁判手続に有利な情報だけを受け取るという一方向的なものにとどまるかというとそうでもないという感じもしているので、そういったことになると、裁判手続の利便性を向上させようという、この検討会の中核的な意図、目的とは必ずしも一致しない話がまじってくることもあると思う。そういうことを考えると、この問題については相当慎重に考えていく必要があるのではないか。
- 全ての記録を電子化するということには賛成。ただ、韓国やシンガポールの例を見てみると、電子記録は裁判官が見るのに見にくいという問題があるようだ。代理人も裁判所にプリントアウトして持ってきていると聞く。そうすると、正式記録ではないけれども電子化された記録と同じだけの量の紙の記録があり、それが併存しているということになりかねない。電子化されたものを正式な記録とする意味は非常に大きいが、実際使うときにプリントアウトしないで電子記録のまま使えるようにしてもらわないと現場の仕事として実質的な意味がないのではないか。紙でなくても、目が疲れなくて、長時間仕事ができるようなものを考えていただきたい。
- 証拠の関係だが、これは最終的にテキストデータだけになるということはあり得ない。 裁判の手続の中では、手書きの日記や手帳のようなものも証拠になるので、そういう ものは画像として記録化せざるを得ない。電子記録に画像が残ることは仕方がない。

く「3. 考えられる基本的方向性」(4)~(8)について>

- 「3つのe」という整理の仕方自体は私も理解がしやすいところであるし、さまざまな形で説明をする上で有用だと考えている。ただ「3つのe」とカテゴリーを3つに分けて整理すると、その中には若干、性質の異なるものが同じカテゴリーの中に入っているということがあるので、そういう認識は忘れないようにしなければいけないのではないか。
- 少し具体的に言及すると、例えば e 提出については [検討の観点] というところで、 訴状の裁判所への提出ということに加えて、裁判書類の被告への送達も言及されてい る。裁判所による送達と利用者による裁判所に対する提出というのは、区別して考え る必要がある事項ではないか。同様のことは e 事件管理のところでも感じているが、 個別の事件管理の問題と訴訟記録の閲覧・謄写等や裁判情報の公開の問題は、やはり 区別されるべき性質があるのではないか。
- ただ、議論の整理の仕方として「3つのe」という形で話をしていくということ自体 は有用性が十分あるだろうと思うので、今、私が申し上げた点はその前提の中で留意 すべきポイントがあるのではないかという指摘である。
- e提出とe事件管理との関係だが、例えば第1回口頭弁論期日の始まる前に何をする かというと、裁判所では訴状審査をして、要件が欠けていると思ったら補正命令を出

- す。補正命令に応じなければ訴状を却下する。訴状を見ただけで、これはまったく不 適法な訴えだなと判断することもある。例えば憲法が無効であることを確認するとい うような訴えであれば、これは何もしないで判決で訴えを却下する。
- 裁判所は、第1回口頭弁論期日の前に、それ以外にも釈明を求めるなどさまざまなことをする。そういう作業がe提出では賄えない。裁判所と当事者のやりとりが行われ、 訴状却下、訴えの却下という裁判も行われる。そういうものはe管理のほうなのか、 e提出のほうなのかというのは明確ではない。
- そこは、言わば e 事件管理と e 提出とが合体した世界。実際は、裁判の途中ではそういうことが常に行われていく。つまり、参加の申し立てがあり、それに対して意見を聞く。そして、その申立てを認める認めないの判断をするというようなことが、ずっと手続の中で行われていって、最終的な判決まで行くわけで、その間の手続を全部インターネットを使ってやっていかなければならない。それでその間の手続で使用されているさまざまな書面をどうするのか、例えば今は決定は書面で作成し、当事者に送っているが、その決定も書面ではないようにするのかということも含めて検討していかなければいけない。手続を細かく見ていくと、さまざまなことが行われているので、それが全部インターネットを通じてやり切れるかということを検討していかなければいけないだろう。
- 山本座長 この「3つのe」というもので完全に割り切れるのか。まず裁判所から当 事者に対して一定の釈明をするというのは提出なのか、事件管理なのかというのはど ちらともなかなか割り切れないものがあるという指摘はもっともで、できるだけ漏れ なく検討するという観点からして(8)に書かれてあること。
- 訴えの提起から第1回口頭弁論、争点整理、人証調べ、判決言い渡し、さらに上訴も 含めて、手続の流れに沿って時系列で順に追ってみて、それぞれで当事者、裁判所が やる仕事、事項を漏れなく取り出してみて、それを全てeでできるかどうか、どうや ったらできるのかということを議論していくという、恐らく(8)で言いたいことと いうのはそういう作業が必要ではないかということだと思う。今後の議論の進め方、 検討会の進め方としては、そういう方向で検討したい。
- その3つの概念についての切り口は、どういう切り口でこの3つが切られているかというのは明確に決まっているわけではないと思うが、私的なイメージで言うとe-Filingはファイリングに関することなので、本当は書類の登録と管理という側面で捉えていて、プロセスをなぞっていく一連の流れ全体のことを言っている。e-Case Managementというのはまさにケースのマネジメントなので、事件を管理することを指している。事件を管理するとは何かというと、事件に関する情報をデータベースで管理していくデータベースシステムがケースマネジメントとしてイメージされているのだと思う。

- 手続のどこからどこまでがe-Filingで、ここからはe-Case Managementというのではなくて、e-Filingが一気通貫に一つの手続を捉えていて、その情報をデータベースとしてe-Case Managementが見て押さえてあるという概念、イメージを持っている。
- e-Courtは少しそこから独立していて、期日をネットワーク等の電子的な機能を使って 行うことを言っているという意味で、ちょっと異質なものだという捉え方をして、プロセスのここからここまでがということではないと思っている。
- 私も今までの意見はもっともだと思うが、釈明という話になると、これはe-Courtにも 結構絡んでくるのではないかという感じもする。争点整理というところまで話が行く と、訴状の趣旨がはっきりしないのでという話も含め、e-Courtというところも関係は してくるかなと思った。だから、e-Filingと事件管理も当事者の主張などをはっきり させながら、という点で重なるところもあると思うが、e 法廷自体もそんなに簡単に 切り分けられないように思う。
- e-Courtについては、テレビ会議とか電話会議とかで今でもできることもあって、簡単にできそうなこともあれば、逆に民事訴訟法の理屈の話から行くと、ここが一番難しそうな問題がいろいろとありそうで、期日とか公開、主張の扱い、自白とかそんな話に、結構こちらのほうがいろいろありそうなので、e-Courtについてある程度独立して考えていくという結論自体は私も異存ない。
- 訴訟記録の閲覧に関して。「4.考えられるあい路・課題」(5)に一般公開との関係が書かれている。訴訟記録の一般公開と訴訟記録の閲覧・謄写というのは、e-事件管理のところとはまた別の問題もあるかと思うが、「4.考えられるあい路・課題」(5)には、まずは裁判手続利用者のニーズに沿うようなIT化の検討をするべきで、記録の一般公開は次の段階の論点であるという書かれ方をされているが、個人的には、確かに広く記録を一般公開をするという点は裁判手続の利用者の問題とは少し違うと思うが、その裁判の利害関係人が容易に訴訟記録に対してアクセスがしやすいようにするという点は記録の公開の問題でもあり、かつ裁判手続の利用者に対するIT化の実現という問題にもつながるので、訴訟記録に当事者と利害関係人が容易にアクセスできるようにするという点は、まず検討されるべき問題の中に入ってくるのではないか。
- この一連の流れの最後に判決言い渡しとあって、これは憲法上「公開法廷でこれを行 ふ」と書いてあるので、例えば判決自体が、今は正本が紙だが、電子化されるような ことになってきたときに、ここの手続をどうするのかというのも本当は考えなければ いけないことではないか。ただ、憲法を変えるわけにもなかなかいかないので、この 部分を全体の電子化の手続に合うように考えていくというのは一つの課題としてある のかと考えている。
- 裁判書類の公開とか謄写・閲覧という問題と、期日の公開という2つの側面があって、

判決の言い渡しなども後者のほうなのだが、e-Courtになった場合に、ファシリティーのあり方なども含めて、どういう形で傍聴を実現していくのかということも議論の対象とすべき。

- 電話会議とかテレビ会議も既に法律上用意されていて運用もされているわけだが、それが現実的にそんなに今は使われていないという現状がある。実際、個人的な経験でもなかなか使う状況が生じないといったこともあるので、それが何で使われていないのかというところも原因究明はしておかないと、いざ始めるときにせっかくお金をかけてやったのに使われないということが出てしまうおそれがあるので、その点も検討対象にしていただきたい。
- まず、最初の e 提出について。日常的に使用しているPC環境のみで書類の作成から提出まで済むようにするということが望ましい。それは追加のハードウエアの増設が必要ないということは当然だが、ソフトウエア、専用のアプリケーションのインストールも不要であるというのが望ましいのではないかと感じている。手数料の納付についてもPC操作のみで可能となるような方向を目指せればというのが個人的な希望である。
- e-Filing、e提出に関してもう一点。原告の立場で考えると、送達との関係で訴状の 扱いは少し特殊な問題点をはらんでいるのではないかと考えている。被告がITに通暁 していない場合も想定しなければならないし、国際送達を必要とする場合には紙べー スでの訴状がどこかの段階で必要になるのではないか。
- e 法廷について。これは訴訟代理人の立場から特に思うのだが、意義の乏しい出頭の 手間を省くことが大きな課題ではないか。テレビ会議システムの利用も自宅やオフィ スのPCから参加できることが望ましい。最寄りであっても裁判所まで行かないとテレ ビ会議システムを使えないというのは少し残念なことではないか。相手方が出頭でき ない期日を開催する意味というのは乏しいので、第1回口頭弁論期日の設定も被告の 都合を踏まえてできるようなスピーディーな期日設定、実質的な期日設定ができるよ うな制度をつくることがよいのではないか。争点整理のために直接面談を行う必要性 というのは個人的には余りなくて、そこはテレビ会議システムなり電話会議でも十分 対応できるのではないかというのが代理人としての考えである。
- 一方、証拠調べ、具体的には人証の取り調べだが、ここにおいては直接面談の有用性が相当高いのではないかと思っている。それをテレビ会議システムで代替できるのかどうかというのが評価が分かれるポイント。
- e事件管理について。日常的に利用しているPC環境のみで済むということが望ましい もので、事件管理に関する情報は全て事件管理システムの閲覧で済むということが当 然目指すべきものだと考えている。
- 記録の閲覧に関して。確かに現在、記録は誰でも自由に見られるということになって いるわけで、それとの関係で言えば、現在の記録が電子化されれば、誰でもそれをイ

ンターネットで見られるということがあってもいいのではないかという発想もあるかもしれないが、これはなかなか難しい問題だと思っている。裁判の公開といっても、関係者以外の傍聴人は誰もいないというのが普通。そういう状態での公開だとみんな国民は思っているから、公開だと言われたって、みんなにわかるわけではないと思いながら訴訟をやっているところがある。ところが、誰からも記録が見られてしまうという話になると、これはみんなが見るのだなということで、かえって国民が訴訟を使うのを避けてしまう。今より使いにくくなってしまうということだってあり得ないわけではない。それは個人に限らず企業だって同じようなことがあるだろう。だから、記録の閲覧に関しては、どういう仕組みがいいのかということはよほど考えていかなければいけない。場合によれば、裁判所で見るということだってあり得るかもしれない。そこは公開だからといって、ストレートにみんながインターネットで見られるということにはならないのかなと思う。

- テレビ会議については、導入した当時はISDNだった。通信速度が遅くて、音声と画像がずれる。画像がぎこちない動きをするというものであった。しかも通信費用がかかり、そのために費用を予納してもらわないといけなかった。今はそれがいずれも改められ、随分使いやすくなった。
- ただ、法律上の問題として、裁判所に証人だけが出ていかなければいけないということがあり、これが利用を妨げている部分がある。弁論もテレビ会議でできるということになれば、証人の出頭する裁判所に代理人もついていって、そこで尋問するということだって可能になり、使いやすくなるだろうと思う。裁判所とは別のところでテレビ会議に出て尋問をしてもいいという話になればもっと使いやすくなる。これらは、法律の問題として使いやすくなるということで、技術の問題としては既にかなり使いやすくなっているのが現状。
- 第1回期日について。現在、第1回期日については、訴状とともに答弁書催告状と第 1回期日の呼出状を一緒に送達している。第1回期日をいつにするかは、原告と相談 して決めていて、まだ訴状が送達されていないので、被告とは相談をしていない。被 告と相談をして第1回期日を決めるという話になってくると、訴状の送達を先行させ なければいけないということになる。そうすると、それで手続がうまくスムーズに流 れるかということを考えていかなければいけない。そういう意味では、IT化は、実際 の手続の流れをよく考えてやっていかなければいけない。
- 公開という意味では、過去の公開の意味合いというのが社会とともに変わってくると思うので、そこのところは十分に議論をしていただきたい。一般の個人あるいは消費者の立場から、訴訟を提起するということは非常にハードルが高い。それが公開されるということになると、それはさらに訴訟することのハードルを高くする。もうやめるという選択になりかねないというのはまさしくそのとおりだと実感している。そういうことを踏まえた上で、憲法という問題もあるかとは思うが、個人の権利を侵害す

るということのないように、そこのところを手当てした形でしていただきたい。

- e提出については、本人訴訟との関係で、紙との併存を望まないのであれば、本人訴訟で訴えを提起する方でも使いやすいシステムを構築することになるかと思うが、そうすると逆に、IT技術にたけている人からするば、非常に簡単に訴えを提起することができるようになり、これが濫訴につながる可能性もあるのではないか。
- また、本人訴訟で訴えを提起する方にも利用しやすいシステムをつくると、適切でないような訴状の提出があった場合の補正をしなければいけない必要性が高まることもあり、どの程度使いやすいシステムをつくるかという点は、濫訴の防止の観点と、裁判所の負担を考慮したうえで、どのようなシステムを想定する必要があるのではないか。
- ITに関するサポートと手続に関するサポート、国際間の申立てがたやすくなるという 意味からすると、個人と海外の事業者との関係というのがあって、現在既にトラブル になっている状況がたくさんある。それが反対に海外の事業者から申立てされるとい うときの語学的なサポートなどについても議論をしていただく必要があるのではない か。
- e-Case Managementにおいては、係属中の訴訟事件の記録(書面・書証)にとどまらず、 終結済の訴訟事件の記録にもアクセスできるようなシステム設計にする方が、利便性 の観点からも、保存コストの観点からも、望ましいであろう。

<「3. 考えられる基本的方向性」(9)~(12)について>

- 山本座長 今後のIT化の進め方だが、民事訴訟をまず念頭に置いていく。破産執行等はその次の問題として考える。また民事訴訟の中でも、基本的には全ての事件類型でやるけれども、進め方としてはまず特定の庁あるいは特定の訴訟類型から段階的に実施していくということも考えられないか。そういうことを踏まえて、全体の工程スケジュールについては最初のあたりで議論があったかと思う。コストの問題、予算措置等もかかわってくる事柄ということになろうかと思うが、その具体化に向けた工程スケジュールを考えていく必要があるのではないか。そういった進め方のあたりの点を御議論、御意見いただきたい。
- この進め方の中で特定の庁や専門訴訟から段階的に実施していくという発案がなされているが、一つの注意点として、特定の庁や専門訴訟から始めるといっても、その特定の庁専用のシステムをつくってしまうのではなくて、あくまで民事通常訴訟を前提としたシステムをつくり、それを特定の庁なり専門訴訟で活用するという意味で、運

用テストといったような位置づけでの特定の場所等からの実施という趣旨で捉えたほうがいいのではないか。

- 韓国の実例で見ても、確かに特許法院で始めてはいるが、たった1年しかそこでの期間はとっていない。あくまで特許法院専用のものをつくったのではなくて、民事通常訴訟で使えるものを知財裁判所でやってみた。さらに韓国の特許法院は日本の知財高裁と違って、特許審決取消訴訟のみを取り扱う限定的な裁判所であり、そういう意味でもかなり運用テスト的な位置づけだったと考えているので、特定の庁や専門訴訟というものをそこで固定的にずっと何年もやるという趣旨で捉えるべきではない。
- それと (10) の破産手続等々に広げていくという観点も、これはデータ活用とも絡んでくるが、破産や家事、例えば成年後見といった比較的、定型的な情報を、訴え提起といっても載せていくような手続はデータ化にはなじむ。だから、それを念頭にしつつ、とりあえずは民事通常訴訟で韓国のあり方のように既存の書面をデジタル化して入れていくというのを始めるとしても、その後、例えば離婚調停では、離婚したいのかどうか、財産分与を求めるのかどうか、それから慰謝料はどうするのかといったかなり定型的なデータが想定されるので、そういったところに第2フェーズ等々で通常訴訟をベースとしつつ、入力フォームにデータを入れていくような形で発展させていくというロードマップも考えられるのではないか。
- 今の意見だが、ベースとしては民事訴訟一般を念頭に置いた制度設計をまず第一に据えるべきであるという考えだと理解をしている。私もその点は同じように考えていて、私はもちろん、システム開発の専門家ではないが、特殊訴訟類型を出発点とすると、構築したシステムに汎用性が欠けるところが出てきて、別のシステムに発展させる際に克服困難な障害を生じさせるのではないかという懸念を持っている。また、裁判手続等のIT化というと、利用者の利便性、効率性の向上を図るべきものであると考えているが、それは民事訴訟一般を念頭に置かないとその目的にはかなわないのではないかと思う。
- 破産手続などその他の手続については、法制度としても、基本的には民事訴訟一般を 基礎としているものと理解しているので、民事訴訟以外の手続のためのシステムをつ くる上でも、民事訴訟一般のIT化を基礎とすることが適切なのではないかと感じてい る。
- 特定の庁とか特定の専門訴訟からの段階的実施について、先ほどのコメントと私も同様に考えている。実際にIT化の推進をする上で、その過程の中でIT化に対応できる人的・物的リソースを備えた特定の庁から実施を開始して、システムの本格運用の際の問題点を洗い出すというのはとても合理性があると思う。ただ、専門訴訟からの段階的実施ということについて言えば、それが最初に構築するシステムの汎用性を損なうようなものになってしまうのはよくないと思うので、専門訴訟からの段階的実施については、やはり基本的には民事訴訟一般のシステムの運用のためのトライアルという

位置づけがいいのではないか。

- (10)の破産手続などの手続についてのIT化について。個人的には破産手続よりも会社更生手続や民事再生手続などの事業再生手続のほうがIT化がなされると非常に便利になると思っている。特に債権調査や議決権行使等がIT化されると、非常に手続の迅速化につながると考えている。実際に諸外国でも、倒産手続がIT化されることによって手続全体が迅速化されたと聞いているので、ぜひ倒産手続のIT化を検討していただきたい。
- ただ、昨今は倒産事件の件数が少なくなっているので、その点を踏まえて民事訴訟からというのは納得できるが、倒産手続のIT化の必要性は高いことは間違いないと思っている。現在、諸外国の中でも裁判手続のIT化が充実している国の一つは中国だと思われるが、中国でも数年前からさまざまな裁判手続について一斉にIT化が整備されたが、その中でも一番利用されているのは倒産手続のシステムであると聞いている。
- 現に、倒産手続の中国のサイトは全てがIT化されており、債権者集会や債権者説明会 もオンラインで開催でき、議決権の行使もオンラインでできるようになっていたりし て、非常に迅速化が進んでいると聞いているので、このようなも参考にして、民事訴 訟手続以外の手続のIT化というものも検討できればいいのではないか。
- 「3.考えられる基本的方向性」(9)から(11)に書いてあることについて、全くこれと同じ意見である。破産とか再生とか、あるいは家事事件とかに関して、システム的に非常につくりやすいというか、定型的に進められるということ自体は本当にそのとおりで、IT化になじむと思う。
- ただ逆に、例えば破産と再生でいくと、再生についてやるのは割といいかなと思うが、 特に個人破産では、やや濫用的なところが気になる。個人破産について余り手軽に利 用できるようにするのもどうか。そういう意味では、逆行しているようなことを言っ ているが、裁判所に来てもらって、ある程度感銘力みたいなものを行使するという方 向も必要になってくるのではないか。
- 家事事件について。これは審判に関しては、調停ができなかった後の話であるとなる とある程度定型的に進められると思うが、その前提の調停の段階には、やはり人と人 との関係というものがどうしても出てくる。そういうウエットなところがあることを、 家事調停や個人破産などに関してどう考えるのかというあたりは検討課題ではないか。
- 「3.考えられる基本的方向性」(11)のところで、最初にどういうところでやっていくかということがあるが、恐らく先行して行うところで確認するのは、システムの確認ももちろんあるが、仕事のやり方、いわゆるBPRの観点という意味からどういうふうにやっていくのかというのを確認していくという、非常に大きな側面だと考えている。その意味からすると、対象はやはり民事一般にすべきだと思うし、相当いろいろな事件が来るような、件数も多い大規模庁で、分母がたくさんあるようなところでそういうBPRというものをやってみると非常に大きな意義があると思う。

- 私も民事一般から始めるべきだと思う。それは手続が一般的な手続であるということのほかに、公開を原則としている手続だからである。セキュリティーの問題を考えるに際しても、公開の手続からやってみて、それでどういう問題が起きるかということを見ていくことが必要なので、やはり公開手続である民事一般からやるべきだと思う。
- 具体的にどういうふうに進めていくかということに関して、特定の庁という話があるが、督促のシステムを入れたときには東京と大阪の2庁から始めた。今回も、やはり西と東と1庁ずつ、2庁ぐらいを対象にして進めていった方がいいのではないか。双方の裁判所の情報を共有できるという利点を生かす試みをする意味でも1庁よりも2庁の方がいいと思う。
- おそらく企業訴訟の多くは東京や大阪に係属しているものと思われる。特定の庁で試験的に先行実施する場合、企業目線での使い勝手や課題の検証データを十分に収集するためには、地方の裁判所ではなく、東京や大阪の裁判所を選択する方が望ましいのではないか。また、破産手続や執行・保全手続は、手続や争点が定型化されているので、先行実施になじむかもしれない。
- 大規模庁から導入を開始するという点は同意するが、そうすると、逆にe-Courtの点で言えば、東京や大阪でできるのであれば、テレビ会議などを積極的に使わなくても、裁判所に皆さん簡単に来られることになるのではないか。e-Courtの観点から、テレビ会議等をより促進させようという点で言うと、地方のほうにも導入しないと結局使われる機会が少なくなるのではないかと思う。
- 大規模庁から、という話との関係では、でき上がりとしての管轄をどうするのかというあたりも検討対象になってくるのではないか。大規模庁から始めて、結局どこからでも東京か大阪に起こせるという話にもしなってしまうと、今度は遠隔地でできるのだったら管轄も大規模庁にという話につながる可能性もある。直ちにそうはならずに、管轄は、各地方にあるということを前提に考えるのであれば、これはパイロット、実験なのだということを明確にして、地方の弁護士の警戒心を呼ばないようにする必要があるのではないか。
- 東京、大阪以外のある大都市の弁護士と立ち話をしていて、みんな東京でやることになってしまうのではないだろうなといったことを言われたことがある。そこまでは考えていないのではないですかと答えておいたが、そんなこともあるので、そういったあたりも留意いただきたい。
- 藤田参事官(法務省大臣官房司法法制部) 「3.考えられる基本的方向性」(12) の工程・スケジュールの点に関連し、この検討会ではぜひ、これからも利用者目線からの御議論をいただきたい。当然のことではあるが、裁判ITの最終的な形については、予算や事務体制も含めて裁判所の営みになる。御議論に当たっては、この課題が司法の問題であることや司法権の独立への配慮といった観点も念頭に置いて御議論いただくことが重要である。

- 補足的に、管轄は地方の実情に応じた裁判を行う必要もあるので、それ自体を動かす ということではないと個人的には思っている。
- 確かに、管轄が流動化するおそれを持っている人はいるかもしれないが、逆に言えば、 例えば今は高裁では多くの事件が一回の期日で結審している。それをテレビ会議でも いいということにすれば、高裁から離れた土地の弁護士も、高裁へ行かないでも訴訟 ができることになる。要するに、事件を委任した当事者が住んでいるところの近くの 弁護士が、移動することなく、離れた高裁、場合によれば最高裁まで訴訟ができるこ とになるということも考えられるので、その意味では、地方でも、移動せずに、例え ば東京の仕事ができるようになるという発想もあり得るのではないか。

<「4. 考えられるあい路・課題」について>

- 「4.考えられるあい路・課題」(4)の情報セキュリティーの部分で、かなり私もいろいろな専門家の方も含めて意見を頂戴している。 資料2、あるいは先ほどの「3つのe」ということは訴訟の流れなり、訴訟の機能に従って整理をいただいているわけだが、実際にはそれぞれの「3つのe」の中、あるいは諸手続の中で極めて機密性、秘匿性が高い手続と、どうでもいいというと語弊がありますが、全くオープンでいいところと、相当違うので、それを全部厳しいセキュリティー基準に合わせてしまうと、非常に高コストかつ使いにくいシステムになってしまうことが予想される。したがって、この手続を機密性とかセキュリティー要求水準別にもう一回並べ直してみて、どの部分にどの程度のセキュリティー要件が要求されて、それが例えば民間企業やほかの行政官庁においては、こういう対策でやっていることを対照していきながら、過重なセキュリティーにならないように、高コストにならないようにということに配慮していく必要があるのではないか。結局、極端に高度なシステムを必要とするとか、極端に高スペックなマシンではないとアクセスできないというシステムにすると利用率が上がらないという問題になってしまうので、その点を考えているし、逆に証拠のような部分は相当、原本性、真正性が高い水準で要求されてくると思っている。
- 開発のスケジュールとも連動するが、今後の技術進化をどの程度見越していくかについて。例えばテレビ会議について言うと、ISDNのサービスが廃止されるであろうということはわかっているので、今後の5年なり、その後の状況をどう捉えるか。また、電子化するというと、何となく紙をPDFにするというのが処理の前提になっている感もありましたが、国会図書館が古い資料の電子化を行うときには十二分に検討した上で、あえてJPEG2000にしたと伺っている。なので、どのフォーマットがいいのかも考えてみていく必要がある。
- アクセス権限について。ここが一番大きな問題かなと思っているが、これは先ほどの API連携とか行政間連携の問題にもかかわってくるが、具体的にアクセス権限を適切に

設定するというのがセキュリティーのところから非常に重要。その際、原告、被告、代理人がいて、しかもそれは個人だけではなくて法人もある。先ほど言われた、過去の記録も閲覧をしたいという要望もある。そうすると、法人全体に一つのIDを振って、その法人の方であれば誰でも閲覧していいようなシステムにしてしまうのか。いや、それはだめなので、やはり法人であっても関係当事者の個人ということで管理をしていくのか。これは相当、いろいろ民間の事業者の方も含めて議論を進めるべき点かと思う。

- 「4.考えられるあい路・課題」(5)について。ここでは「裁判期日や裁判情報の一般公開の在り方については、裁判の公開原則とともに訴訟関係者の意識、プライバシー・企業情報への配慮等の様々な観点から、丁寧に検討していく必要があるのではないか」ということで、これはそのとおりだと思う。その後に「まずは、裁判手続利用者のニーズに沿う裁判手続等のIT化の検討を進めるべきではないか」とあって、この「まずは」というのがどういう意味合いなのかなというので少し疑問を感じたが、少なくとも裁判の公開原則は憲法上の要請でもあるので、IT化の検討を進める際には利用者のニーズと同様に、最初から検討対象に含める必要があるのではないか。また、ある事件の処理において、類似事件の裁判情報というのは参照価値を持つので、裁判情報の一般公開というのは利用者のニーズの対象であると御理解をいただきたい。
- 「4.考えられるあい路・課題」(5)について。一般公開というところで、公開の 範囲に関しては難しい問題があろうかと思うが、裁判手続利用者のニーズという範疇 に入ってくるのだろうと私も思う。そうだとすれば、プライバシーや企業の秘密情報 に対しての配慮という点が非常に重要な問題点になってくるのではないか。
- この点に関して、アメリカではPACERが古くからあるが、そのPACERで広く一般に裁判情報を公開するにあたっても、プライバシーや企業の秘密情報に関しては非常に慎重な配慮がされている。裁判所に対して公開を望まない情報に関してはMotion to Sealを申し立て、裁判所からPACERへのアクセスを制限してもらうような対処がなされたり、あるいは個人の情報、プライバシーの情報保護に関しては法整備をした上で、どのような情報に関しては公開を制限するかということについてあらかじめ範囲を決めていたり、さまざまな配慮がアメリカでもなされている。アメリカのこのような対策は、非常に参考になると思われる。訴訟記録の公開という問題については、記録の公開とともに個人情報や秘密情報等への配慮を非常に慎重に検討を重ねていく必要がある。
- 今、裁判記録は、閲覧は誰でもできるが、謄写は利害関係がなければできない。仮に誰でもインターネットで記録を見られるという話になると、インターネットで画面を出せばそれを保存することができるので、それは閲覧とともにダウンロードしているのと同じことになる。要するに、謄写をしているのと同じことになってしまう。それは現在の枠組みとは違った形になるが、自分のパソコンで記録を閲覧する場合に、閲

覧はできるけれども保存はできないという仕組みにすることは技術的に可能なのか。

- 基本的にはなかなか難しいが、実際にはそれに近いことをやっているのがJIS。ダウンロードするにはお金がかかるが、画像みたいな形で一部一部を見る。要するに、画像を一枚一枚出して全部画面をコピーすればそれはとれるかもしれないが、基本的にはそういう形でしか見せないというやり方は行われている。見えたものは基本的にはダウンロードされてパソコンの中にあるので、しかるべきツールを使えば多分保管もできてしまうのが実情。なので、そういう出し方というもので簡単にはできないようにすることまでは、ある程度できると思うが、それ以上は難しいのではないか。
- 例えばPDFファイルも相当制限をかけることが可能で、ローカルでダウンロードしてしまうと見られないようにするとか、対策を立てることは可能。ただし、極論を言えば、 画面に映っているものをスマホで撮ってしまうとか、そこまでは防ぎようがないので、 それを逆に言えば閲覧しているときにこっそり隠しカメラで撮ることは全く不可能で はないのと似ているのかなという気はしている。
- 川村参事官(内閣官房日本経済再生総合事務局) 一般的なブラウザで見られるようにするのか、アプリケーション、専用のものを用意するのかという形で制限のかけ方も変わってくると思うので、これはまた利便性とのトレードオフをどう考えていくかということの兼ね合いのところで、最後は映っているものを写真で撮るという荒わざをされてしまうといかんともしがたい部分があるのは事実。そこを利便性との関係で、要は画面で見えにくくするとか写真を撮れないようにするとか、そこまで不便にしますかというところの兼ね合いで、これはセキュリティーと同じ議論になると思うが、そこをどのレベルまでやるのがいいのかというのを御議論いただくことになる。
- 申立て手続をするときのサポートというのは指摘されているが、被告になった場合に どういう形で届くのかという問題がある。インターネット環境がない方とか、そうい うときはどういうふうにお考えか。
- 川村参事官(内閣官房日本経済再生総合事務局) そこは、いろいろな環境整備との 関係もあろうかと思う。これは送達の話だと思うが、その届き方でそれが受け取れる 認識を持てるようなものが登録をされているのか、されていないのかとか、それがな ければどういう形でやるのか。そこはいろいろなバリエーションといいますか、考え 方を整理しながら、どういう形を考えていくかということではないか。
- 山本座長 そこはまさに今後の検討の課題になるのではないか。シンガポールでも、 企業とかに対する送達は別だが、個人に対する送達のようなものは弁護士、代理人が ついていないような場合は紙以外で送らざるを得ないのではないかという話もあった。 シンガポールと日本では送達のシステムが違うので、日本でどう考えていくかという のはまさに今後の重要な検討課題である。

- 韓国は事前包括同意制度があって、事前包括同意しているところだけは電子で送達されて、それ以外は全部、紙で送達されると聞いている。恐らく基本は紙、一部の法人等々が電子送達可能になるというのがあり得べき制度設計なのかなと思っている。
- セキュリティーに関しては、セキュリティー要件を決めるところまではやっておかないといけなくて、ただ具体的な、マイナンバーを使うとか、ログインはIDだけにするのかというところまで踏み込み始めると、恐らくこの検討会議の日数では無理なのかなと思う。場面に応じたセキュリティー要件の設定、改ざん、漏えい、いろいろ問題が、いわゆる情報セキュリティーのCIA、機密性と完全性と可用性という、それぞれの観点から必要な処置の抽象的な要件、定義だけをすればいいのかなと思っていて、余り具体的な仕様とか規格というところまで踏み込む必要はなく、参考例としてこういう規格があるとか、こういう仕様があるというところぐらいまでは押さえればよいと思う。
- それと、本人訴訟に関する点が「4.考えられるあい路・課題」(1)で書かれているが、これについては、日本は本人訴訟が70%ぐらいあり、ここをないがしろにしてしまうと議論として不十分なものになる可能性が高い。裁判所内ではデジタル情報を原本と扱って、紙をできるだけ扱わないようにするという前提で行くならば、本人にもデジタル情報で出してもらうことを原則とするという方向の議論になる可能性があるが、そうだとすると、そういうことに対応できない本人をどうサポートしていくかというところを制度面、法律面で検討する必要がある。民事訴訟法にも訴訟救助の規定があるが、そういったものの活用とか、司法協会の活用等組織面での取り扱いも議論の対象に含めていただきたい。
- ITリテラシーが低い利用者のためにどういったサポートをする必要があるのか、適切なのか、資料3「4.考えられるあい路・課題」(6)の「裁判手続等のオンライン利用の促進策(インセンティブ付与やITリテラシー支援策等)について」について。 杞憂であればいいが、インセンティブの付与がITリテラシーの低い利用者に対する不利益扱いのように受け取られてしまうと、裁判を受ける権利に対する侵害ではないかといった議論が出てこないかなというのを心配している。ITの利便性を享受するという以上のインセンティブの付与には慎重な検討が必要ではないか。
- ITリテラシー支援策というのは、個別的な補助と社会全体のITリテラシーの向上とい う両方の側面があると思っているが、いずれにせよ、裁判を受ける権利を実質的に保 障するという意義を持つもので重要。
- なお、先ほど公的なサポートについて言及があったが、もしかすると法律事務所などが自主的に支援策を打ち出すということも考えられるかなと思っている。これはもちろんビジネス的な利益に結びつくことを期待してというのが動機にはなるとは思うが、現実としてそういうことはあり得るかなと思うので、弊害の可能性はもちろん慎重に検討しなければならないが、民間の活力の利用というのも視野に入れるべきではない

か。

- 「4.考えられるあい路・課題」(4)の情報セキュリティーについて。どういう場面でどういうふうにするかというのは非常に重要なポイントだと思っていて、こういった認証等についてもメリハリが必要だと考えている。同じ当事者についても、普通の手続をやるのと、例えば取り下げや和解の同意とか、こういうものをするときに同じレベルでいいのかというのがやはり問題になる。こういう点はいわゆるLevel of Assurance、LoAと言われるような検討が必要なのではないか。こういう面を含めて情報セキュリティーについては、ある程度の方向性を出していく必要があるのではないかと考えている。
- 「4.考えられるあい路・課題」(5)の公開について。当然プライバシー等も配慮しなければいけなくて、現在の公開されている判例については個人名を匿名化する等の措置が行われているのは皆さん御存じのとおりと思うが、こういうところについて、どこまで自動化できるのか。要は全部、人手でそういうものを削って何かやるなんて言っていたら、とても事務手続が間に合わなくなることが明確だと思うので、なるべく自動化していく。自動化できるところとできないところはどこなのかというのは、ある程度裁判所のほうでも見きわめていただけると、こういうところの見通しがよくなるのではないかと考えており、御検討いただきたい。
- 「4.考えられるあい路・課題」(8)について。まず、既存の裁判所で今、使っているさまざまなシステムやネットワークとの関係をどうするのかは御整理をいただく必要がある。これはセキュリティーにも大きくかかわってくる話。それから、行政や民間との情報連携は、情報連携の意義は理解はしているが、行政とつなぐ場合には、政府統一セキュリティー基準に沿って対応していかないといけない。これは、裁判所は今まで司法権ですので、一応外れていたわけだが、つなぐということになるとそろえる作業が相当な、技術的にも費用的にもかかってくるので、そこまでして意義があるかということも少し検討していただく必要がある。
- IT化で費用が今より安くなるということは大きなポイント。本人の場合に、どこかに 頼んで手数料を取られて今より高くなるということはマイナスイメージになってしま うので、できれば本人に対してもサービスが提供されることが望ましい。IT化に対応 できない人は、コンビニでファクスを出してもらえばいいという程度であっても、今 よりも本人が費用を多く負担しなければいけなくなるということを防げる。
- この裁判手続等のIT化の目指すところとして、紛争解決インフラの国際競争力強化というものが言及されているが、国際訴訟もあらかじめ念頭に置く必要性があるのではないか。国外の当事者に対する送達ということだと、主権侵害の問題を回避するために、条約などによる国家間の了解を必要としているが、現在の国際司法共助の仕組みにおいては紙ベースでの処理が必要とされているので、そこをどう考えるのか。また、国外からe法廷に参加するということだと、これまでにはなかった新たな主権侵害の

問題を生じさせる可能性があると思っているので、その点も考慮の中には入れる必要 があるのではないか。

(以上)